

那須町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金のお知らせ

エネルギー価格をはじめ、物価高騰の影響を受けて事業継続への負担が生じた町内の中小企業等の事業継続を支援するため、支援金を交付します。

■対 象

- ①中小企業法第2条に該当する中小・小規模事業者のうち、主たる事業が農業、林業または漁業に該当しない方
- ②令和7年4月1日以前から町内の事業所で事業を営むことによって事業収入を得ており、引き続き町内で事業を継続する意思がある方
- ③申請日時点において、町税等を滞納していない方
- ④那須町暴力団排除条例、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定される団体のいずれにも該当しない方

■補助金額 ・法人 5万円 ・個人事業者 1万円

■確認・申請期間 [那須町] 申請期間 11月2日(月)～12月28日(月)
[商工会] 確認期間 11月2日(月)～12月25日(金) ※事前予約

■問合せ ≪制度に関すること≫ 観光商工課商工係 ☎72-6918
≪提出書類・予約に関すること≫ 那須町商工会 ☎72-0231



ホームページ

土地の情報をお寄せください

町では、町内に立地を希望する事業者へ情報提供する「那須町事業用地等情報提供制度」を行っています。この制度に登録された土地に企業等が立地し、企業誘致奨励金等の対象となった場合、土地所有者等に10万円を交付します。

■登録要件(一部抜粋)

- ・土地 おおむね1,000㎡以上で道路に接していること(分譲地内・農地不可)
- ・建物 1棟の延床面積がおおむね500㎡以上の工場、倉庫、事務所でその敷地は土地の要件を満たしていること

※その他の登録要件や登録方法等はお問い合わせください。

■問合せ 企画政策課総合政策係 ☎72-6906



ホームページ

鳥獣対策のすすめ

No.23

クリ・ドングリなどの木の实を拾おう！

～みんなでできる鳥獣対策～

秋になると、クリやドングリなど木の实が地面に落ちているのを見かけます。

これらは、イノシシやクマなどの野生動物にとっては貴重なエサになります。エサが豊富にある環境を作ってしまうと、野生動物が人里に近づく原因となり、農作物被害や出沒リスクが増加します。

そこで「エサとなる木の实を減らすこと」も鳥獣対策の一つとして、重要であることを解説します。

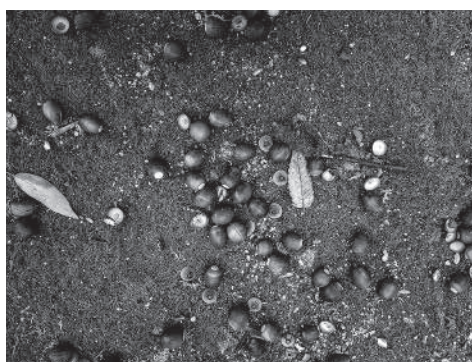
▼どんな場所で拾えばいいの？

- ・庭先や空き地・畑の周辺
- ・人家に近い里山
- ・道路沿い など

人の生活圏にあるものを採取します。山になっているものを取ってしまうと野生動物のエサが少なくなり、鳥獣の行動範囲を広げてしまう原因になります。

▼拾ったあとはどうする？
拾った木の实は、以下の方法で処理・活用できます。

- ① 土に埋める・堆肥化する



- ② 燃えるごみとして処分する
- ③ 乾燥させて保管する(活用する場合)

適切に処理・活用することでエサとなりにくくなります。

▼ご協力をお願い

一人一人の小さな行動が、野生動物との適切な距離を保つことにつながります。無理のない範囲で、ご協力をお願いします。

「地域を守る側」になるための鳥獣被害対策・狩猟入門講座

▼日時 10月31日(土)

午前10時～正午

▼場所 芦野公民館

▼内容 鳥獣被害対策を担う実施隊について学びます。

▼問合せ 農林振興課畜産係
☎72-6911